

第1回 阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会

開催日時	令和6年3月13日（水）午後3時～午後5時
会場	阪南市役所3階 全員協議会室
出席者	委員長 二宮 衆一（学識経験を有する者） 委員 出口 尚暢（学識経験を有する者） 委員 畑中 美和子（保育に見識のある者） 委員 望月 美也子（放課後児童健全育成事業に見識のある者） 委員 車谷 雅子（放課後児童健全育成事業に見識のある者） 委員 松藤 隆志（放課後児童健全育成事業に見識のある者） 委員 中野 泰宏（教育委員会事務局職員・生涯学習部理事）
欠席者	副委員長 伊瀬 徹（教育委員会事務局職員・生涯学習部長）
事務局	生涯学習推進室長 矢島 建 生涯学習推進室長代理 岡田 一 生涯学習推進室長代理 井上 真理 生涯学習推進室主幹 秋山 秀子

	<p>—開会—</p>
事務局	<p>—指定管理者決定までの間の守秘義務、指定管理者決定後における選定委員名簿及び議事録の概要にかかる公開について説明—</p> <p>—委嘱状交付、委員自己紹介—</p>
教育長	<p>—挨拶（終了後、退席）—</p>
事務局	<p>—出席状況と会議の成立報告—</p> <p>—資料確認—</p>
<p>【案件 1】</p>	<p>阪南市留守家庭児童会指定管理者選定委員会の組織説明及び委員長、副委員長の選任について</p>
事務局	<p>—資料 1-①～資料 1-③に基づいて説明—</p>
事務局	<p>本委員会の委員長及び副委員長は、阪南市教育委員会指定管理者選定委員会条例第 4 条に基づき、委員の互選により定めることとなっている。</p> <p>委員からの推薦等がなければ、事務局案として、委員長には学童保育や教育方法学等を専門としている和歌山大学教授の二宮委員を、委員長を補佐する副委員長には生涯学習部長である伊瀬委員を提案する。</p>
全委員	<p>異議なし。</p> <p>—委員長、副委員長決定—</p>
事務局	<p>これ以降の議事進行は委員長にお願いする。</p>
<p>【案件 2】</p>	<p>阪南市留守家庭児童会指定管理者選定スケジュール等について</p> <p>案件 2 について、事務局の説明を求める。</p>
委員長	

事務局	－資料2に基づいて説明－
委員長	事務局からの説明について、質問や意見はないか。
委員	資料2「阪南市留守家庭児童会指定管理者選定スケジュール(案)」にある応募申請受付期間だが、「6月3日から14日」となっている箇所と「6月3日から13日」となっている箇所があるが、どちらが正しいのか。また、応募受付方法はどのような方法を想定しているのか。
事務局	<p>応募申請受付期間については、「6月3日から13日」が正しいので修正して表記を統一する。</p> <p>申請者から提出された書類は第3回選定委員会の資料となることから、各委員が資料を読み込む時間をより多く確保できるように6月13日で受付を終了し、6月14日中に各委員に資料を配付することを予定している。</p> <p>また、申請書等の提出方法は、郵送等は不可とし、開庁日の午前10時から午後5時の間に直接、生涯学習推進室の窓口を持参してもらうこととする。</p>
【案件3】	阪南市留守家庭児童会の運営状況について
委員長	案件3について、事務局の説明を求める。
事務局	－資料3-①～資料3-④に基づいて説明－
委員長	事務局からの説明について、質問や意見はないか。
委員	資料3-③「令和元年度～令和4年度 阪南市留守家庭児童会指定管理者収支報告書」の「収支差額」について、令和4年度は390万円以上の赤字となっているが、これは指定管理者が負担するのか。
事務局	年度協定書に特段の定めがなく、リスク分担表で市が負担すべき事項や協議すべき事項になっていない場合は指定管理者が負担することとなり、指摘のあった令和4年度の「収支差額」における赤字については指定管理者の負担となる。

委員	<p>資料3-③「令和元年度～令和4年度 阪南市留守家庭児童会指定管理者収支報告書」の令和4年度の「収入の部」の「保育料」が令和3年度と比較して400万円以上増額の「33,372,960円」となっているが、これは利用児童が増加したことによるものなのか。また、令和4年度は「経常支出合計」も令和3年度と比較して増額している。支出については人件費の占める割合が概ね80%とのことであるが、今回の「経常支出合計」の増額は支援員の増加や支援員等の処遇改善によるものか。</p>
事務局	<p>令和4年度の「保育料」の増額については、令和4年4月から保育料を月額1,000円増額する改定をしたことが最大の要因である。また、「経常支出合計」の増額については、支援員等の他市町への流出を防ぐため、指定管理者にて独自の処遇改善を行ったことに加え、様々な配慮が必要な児童に適切に対応するため、国の基準よりも手厚く支援員等の加配対応を行ったことが主な要因である。</p>
委員	<p>資料3-④「令和4年度阪南市留守家庭児童会事業報告書」の4ページ「③サービス向上に係る利用者ニーズの把握」において、「利用者アンケートを年2回実施し利用者ニーズの把握とサービス向上に反映」とあるが、具体的にアンケートでは、どのような意見があり、どのような改善を図ったのか。</p>
事務局	<p>現在、留守家庭児童会では宿題をするための時間を設けているが、学力を向上させるためのさらなる取組を希望する意見があり、これについては、近隣市において英会話講座を年間数回開催している事例を参考に指定管理者で検討することとしている。</p> <p>また、長期休業中における昼食の提供を希望する意見が多くあり、これについては、宅食事業者による宅配弁当が利用できるように指定管理者にて改善した実績がある。</p> <p>さらには、児童に対する支援員の指導方法についての意見や苦情もあることから、指定管理者との毎月の定例会等において情報共有して改善に努めている。</p>
委員	<p>配慮が必要な児童に対応するため、国の基準よりも手厚く支援員等の加配対応を行っていることは評価できるものの、そのための人件費が要因となって、資料3-③「令和元年度～令和4年度 阪南市留守家庭児童会指定管理者収支報告書」の「収支差額」が赤字となり、その赤字を指定管理者が負担していることに疑問を感じる。</p> <p>留守家庭児童会を安定的に運営するには、支援員等を確保するた</p>

事務局	<p>めの指定管理料が必要不可欠であるが、今回の指定管理者募集に際して指定管理料の設定についてどのように検討したのか。</p> <p>令和4年度に指定管理者が多額の赤字を負担したことについては事務局として重く受け止めている。総務省が3年に1回発表している「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」において、「指定管理者の経営困難等による撤退」や「公募への応募なし」の件数が全国的に増加傾向にあるが、本市においてこのような事態は避けなければならない。さらに、国の方針である「常勤職員配置の改善」や「職員に対する処遇改善」に対応して支援員等を確保するためにも指定管理料の増額が必要なことは認識している。</p> <p>令和6年度当初予算（案）の議決が3月21日のため、今日の時点では金額を明言することはできないが、今回の指定管理者募集に向けて、指定管理料の上限額を大幅に増額できるように調整を進めてきたところである。</p>
委員	<p>資料3-③「令和元年度～令和4年度 阪南市留守家庭児童会指定管理者収支報告書」の「収入の部」の「その他」に「新型コロナ特例事業」とあるが、この収入が無くなると赤字額がさらに増大するのではないか。「新型コロナ特例事業」は今後も継続して実施するのか。</p>
事務局	<p>「新型コロナ特例事業」については、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「子ども・子育て支援交付金」を財源として、新型コロナウイルス感染症を予防するための消毒用アルコール等の購入や設備改修を実施したものである。国における対象事業の見直しにより、令和4年度末で当該事業を完了したことに伴い収入額が減少するが、支出額も同様に減少することから令和5年度において赤字額は増大しない見込みである。</p> <p>また、資料3-③「令和元年度～令和4年度 阪南市留守家庭児童会指定管理者収支報告書」の「収入の部」の「その他」にある「処遇改善特例事業委託料」は、令和4年2月～9月分までは国の「保育士等処遇改善臨時特例交付金」を、令和4年10月分からは「子ども・子育て支援交付金」を活用して、支援員の賃金等の処遇を改善するもので、事業費を指定管理者に財源措置している。今後は国において拡充の動きがあり、本市においても積極的に当該事業を実施することとしているが、市の費用負担を伴うものであることから、事業の費用対効果を見定める必要がある。</p>

委員長	<p>資料3-③「令和元年度～令和4年度 阪南市留守家庭児童会指定管理者収支報告書」の令和4年度の「経常支出合計」の増額について、支援員等の他市町への流出を防ぐための処遇改善が要因の一つになっていると事務局から説明があった。全国的に支援員等が不足しており、阪南市に限らず多くの市町村で支援員等を確保することが喫緊の課題となっている。</p> <p>全国的に見ると、運営に必要な支援員等を確保できないために留守家庭児童会を休止・閉鎖する事例がわずかながら見受けられるようになってきたが、阪南市の留守家庭児童会において支援員等は確保できているのか。</p>
事務局	<p>各留守家庭児童会において、支援員等の勤務体制・人員配置・勤務時間のローテーション等を工夫することで運営に必要な人員配置を維持している。特に夏休みなどの長期休業期間中の長時間保育に対応するため、より多くの人員が必要となることから、普段、小学校で勤務している子ども支援員や保育士志望等の学生のアルバイト職員を活用して留守家庭児童会を運営している。</p>
<p>【案件4】 阪南市留守家庭児童会指定管理者候補者の選定基準について</p>	
委員長	<p>案件4について、事務局の説明を求める。</p>
事務局	<p>－資料4-①、資料4-②に基づいて説明－</p>
委員長	<p>事務局からの説明について、質問や意見はないか。</p>
委員	<p>資料4-①「阪南市留守家庭児童会指定管理者候補者選定評価方法（案）」の裏面に記載されている「指定管理者評価項目別配点」について、「選定基準」の「⑦関係機関等と連携すること」に「地域との連携」が掲げられている。留守家庭児童会を運営するうえで「地域との連携」は非常に重要なことと思うが、現状について教えてもらいたい。</p>
事務局	<p>留守家庭児童会と地域との連携については、国の「放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日策定）」において、推進すべき取組の一つとして掲げられている。本市においては、地域のボランティアに参画してもらっている「放課後子ども教室」と連携することで、スポーツ・文化活動などの体験活動や地域住民との交流活</p>

	<p>動に努めているところである。</p>
委員長	<p>国の「放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日策定）」においては、自治会等の地域組織や子どもに関わる関係機関等との情報共有、事故・犯罪・災害等から子どもを守るための地域住民との連携による取組を推奨している。各委員にはこれらのことを踏まえ、提案説明会における申請者の提案説明を審査してもらいたい。</p>
【案件5】	<p>阪南市留守家庭児童会指定管理者募集要項（案）及び業務仕様書（案）について</p>
委員長	<p>案件5について、事務局の説明を求める。</p>
事務局	<p>－資料5-①、資料5-②に基づいて説明－</p>
委員長	<p>事務局からの説明について、質問や意見はないか。</p>
委員長	<p>委員から意見がないようなので、私から2点指摘をする。 資料5-①「阪南市留守家庭児童会指定管理者募集要項（案第1版20240219）」の1ページ「1 はじめに」の最後に4つの事項が掲げられている。その3つ目に「3. 基本的な生活習慣を習得できる『生活の場』を提供できるか」と記載されているが、留守家庭児童会は、基本的な生活習慣を習得できる場であることはもちろんのこと、その前提として、安全で安心して通えることが重要である。 また、資料5-②「阪南市留守家庭児童会指定管理者業務仕様書（案第1版20240219）」の3ページ「(2) 職員の配置基準」において、「統括責任者」と「副統括責任者」の資格要件が「指定なし」となっている。留守家庭児童会の管理運営において中心的な役割を担う「統括責任者」と「副統括責任者」について、資格要件を設けずに同ページの「(3) 職員の職務内容」に記載している「全留守家庭児童会の管理運営、責任者として総括する」、「全留守家庭児童会の運営状況を把握し指導する」、「支援員等の育成、指導を行う」等に対応できるか疑問を感じる。一定の資格要件や実務経験は必要と思うので再検討願いたい。</p>
事務局	<p>本日、指摘のあった点については、事務局で対応方法を検討して第2回選定委員会までに修正案を提案することとする。</p>

委員長	<p>「阪南市留守家庭児童会指定管理者募集要項」、「阪南市留守家庭児童会指定管理者業務仕様書」、「阪南市留守家庭児童会指定管理者候補者選定評価方法」など本選定委員会で議論すべき事項が多くあり、引き続き第2回選定委員会においても議論することとなる。</p> <p>事務局においては、本日の各委員の意見を踏まえて各資料の記載内容を精査して修正案を提案してもらいたい。</p> <p>また、各委員においては、第2回選定委員会までの日程に限りがあることから、事務局が修正案を十分に検討できるよう、疑問や要望があれば直接事務局に連絡してもらいたい。</p>
【案件6】	その他
委員長	案件6「その他」として、何かあるか。
全委員	－質問・意見なし－
事務局	第2回選定委員会は4月18日（木）午後3時30分から開催する。会場は本日と同様に阪南市役所3階全員協議会室である。
委員長	<p>他に質問や意見がないようなので、以上で本日の選定委員会を閉会する。</p> <p>－閉会－</p>